

第 53 回山形県環境影響評価審査会議事録

- 1 日 時：令和 6 年 12 月 11 日（水）午前 10 時 00 分から 12 時 10 分まで
- 2 場 所：山形県庁 15 階 1502 会議室
- 3 議 事：（１）（仮称）三瀬矢引風力発電事業 環境影響評価準備書
（２）（仮称）松山処分場第三期整備事業（管理型最終処分場の増設）
計画段階環境配慮書
- 4 出席者（敬称略）
 - （委 員） 横山 潤（会長）、池田 秀子、伊藤 眞子、内田 美穂、江成 はるか、
根本 征樹、本山 功、是則 恭士
 - （事 務 局） 山形県 環境エネルギー部 みどり自然課
 - 課長補佐（環境影響評価・温泉保全担当） 齋藤 孝浩
 - 環境影響評価・温泉保全主査（兼）施設整備主査 渡部 一之
 - 施設整備主査（兼）環境影響評価・温泉保全主査 小座間 渉
 - （事 業 者） ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社
春川 悠輔、宮尾 将大
 - （コンサルタント） いであ株式会社
井上 雄二郎、谷口 裕紀
 - （事 業 者） 株式会社村山コンポストリサイクルセンター
松田 雅喜、笹原 智和
 - （コンサルタント） エヌエス環境株式会社
鵜野 研二郎、斎藤 智成
- 5 傍 聴 者：（１）11 人（内、行政機関 5 人）
（２）9 人（内、行政機関 5 人）
- 6 議事内容

事 務 局： ただいまから第 53 回山形県環境影響評価審査会を開会します。

事 務 局：（資料確認）

（審査会成立報告）

本日は、委員 10 名中、過半数となる 7 名の御出席をいただいておりますので、山形県環境影響評価条例第 45 条第 3 項の規定により、本日の審査会は成立することを御報告します。

また、本日は、2 つめの松山処分場にかかる廃棄物の審査案件について、条例第 46 条第 1 項の規定に基づく専門委員として、是則委員に出席いただく予定です。

それではここからの議事は、横山会長にお願いします。

横山会長：（あいさつ）

事務局から本日の議事について説明してください。

事 務 局：（議事の進行について説明）

横山会長： 審議に入る前に、議事録署名人に本山委員と池田委員を指名します。

(1) (仮称) 三瀬矢引風力発電事業 環境影響評価準備書

横山会長： (仮称) 三瀬矢引風力発電事業 環境影響評価準備書について、審議を進めます。

これから事前に取りまとめた、本案件に対する意見や質問とそれに対する事業者の見解について、意見交換を行い、事業者に直接回答を求める内容について整理します。

審議については、事業者による、調査、予測及び評価の妥当性などについて、環境保全の見地から質問、意見をお願いします。

なお、Web を介して声が聞取りやすいように、発言の際は、ゆっくり、かつ、はっきりと話してください。事前打合せは最大で 20 分程度を目安とします。

【事前質問 1】について、内田委員の質問と関連して、いかがですか。

江成委員： 【事前質問 1】について、側溝に到達するという部分だけ質問します。

横山会長： 【事前質問 2、3】について、いかがですか。

江成委員： 事業者の回答で結構です。

横山会長： 大気環境の騒音及び超低周波音について、多くの委員から質問が寄せられています。いかがですか。

江成委員： 【事前質問 4】について、指針値を下回っているとしても、聴こえ方は個人によって異なることなど不確実性が伴うことについて、本当に該当する住民に情報が届いているのかを確認します。

横山会長： 池田委員の【事前質問 5】発電機周辺で G 特性音圧レベルが 75dB を越えないかという件はいかがですか。

池田委員： 風向きや気象による影響が加味されているのか不明な点があります。

横山会長： その点を事業者を確認してください。

沈砂池出口での浮遊物質と排水量の予測【事前質問 6】について、内田委員の豪雨に関する質問、いかがですか。

内田委員： 1 時間雨量で評価していますが、最大降水量がどの程度の継続時間で考えているのか、改めて確認します。

横山会長： お願いします。今のことに関連して、江成委員からも豪雨時における排水【事前質問 7】について、いかがですか。

江成委員： 内田委員にまとめてお願いします。

横山会長： 本山委員の地質【事前質問 8】に関する質問について、事業者の回答は、いかがですか。

本山委員： 風化の状況について、ボーリング調査をして、回答のとおり強風化部から風化部といったゾーニングをきちんと行っていることがわかりましたので、追加質問はありません。今後、風化の状況をきちんと評価したうえで工法や対策を講じて進めていただきたい。

横山会長： 根本委員の雪崩【事前質問 9】に関して、いかがですか。

根本委員： 内陸部より雪が少ないところですので、基本的に事業者の回答で問題ないですが、想定外の積雪に留意していただきたい。

横山会長： 江成委員の風車の影【事前質問 10】について、【事前質問 4】と同様の部分があるので、まとめて質問してください。

江成委員： 了解しました。

横山会長： 動物の調査、カメラトラップ【事前質問 11】やフィールドサイン調査【事前質問 12】に関して、いかがですか。

江成委員： 【事前質問 11】【事前質問 12】調査関係については、事業者の回答で了解しました。

横山会長： 渡り鳥【事前質問 13】については、いかがですか。

江成委員： 事業者の回答では、事後調査でとありますが、事前調査である程度影響がわかるので、その場合にどのような稼働制限等を考えているのか聞きます。

横山会長： クマタカ【事前質問 14】～【事前質問 16】に関して、江成委員と池田委員から質問されていますが、今回の審査でポイントになる部分かと思えます。これに関していかがですか。

江成委員： 【事前質問 14】MaxEnt の結果について、曖昧な点がありますが、池田委員におまかせします。

横山会長： 【事前質問 16】について、風車の配置にもかかわってきますが、池田委員いかがですか。

池田委員： クマタカ営巣地に近い残土処分場の工事について、クマタカへの影響を予測しながら、影響があると判明してからコンディショニングや、工事の一時中止を行うということですが、これが事業計画の段階でわかっているのであれば初めから配置の変更などを検討すべきではないか。

横山会長： 南側の風車 2 基については、クマタカの行動圏とかなりオーバーラップしていますので、この点も追加して江成委員の【事前質問 15】とあわせて、池田委員から事業者に質問してください。

池田委員： 了解しました。

横山会長： 池田委員から、バットストライク、バードストライク【事前質問 17】についていかがですか。コウモリに関しては群生地も近くに存在しています。

池田委員： 事後調査において、カメラによる監視システムの導入を検討すると回答していますので、こちらは是非監視システムを導入していただきたい。他に、冬季の調査について、雪があつて大変と思うのですが、具体的にどのように考えているか質問します。

横山会長： 冬季の調査の件も追加で質問してください。
池田委員から植物【事前質問 18】イイヌマムカゴの影響についていかがですか。

池田委員： 事業者の回答で、改変区域の変更を検討するとしていますが、会長もご存知のとおり、イイヌマムカゴは移植がかなり難しい植物なので、まず移植ありきの考え方はやめたほうが良いと考えています。むしろ、この部分は改変しない方向で事業を進めていただきたい。

横山会長： その点を指摘いただいて、何か事業者から反応がありましたら、私からも追加で質問します。

内田委員の景観【事前質問 19】に関して、いかがですか。

内田委員： 垂直見込角については、おそらくその見込角だけではなく、背景によって感じ方が変化するので、このような曖昧な記述になっています。ガイドラインは鉄塔の見え方について評価しているので、風車は回転するブレードがあることで、より圧迫感を感じる可能性があることを考えると、その他の項目では安全側で評価するのに対し、ここに関しては、安全側の評価にはなっていない。事前質問の回答では今後、審査会や顧問会で意見が述べられた場合に、評価書への記述を検討するとしているが、その際にどのように評価軸を考えていくのかを質問します。

横山会長： 江成委員から先ほどのバードストライクの質問と関連して、風車の視認性【事前質問 20】を高めるのかそれとも背景に溶け込ませるのかについていかがですか。

江成委員： 事業者の回答が良くわからなくて、結局、環境融和色と言っているのは、周囲の環境になじみやすいような配色なのか、それともコントラスト比が高い色なのか、そして、それはバードストライク対策について有効なのかというのを、もう一度質問します。

横山会長： 濁水【事前質問 21】に関して、東委員が欠席ですが、この事前質問に関しては、事業者からの回答で問題はないと思いますが、皆さんいかがですか。よろしいですね。

本山委員から残土処理【事前質問 22】に関して、いかがですか。

本山委員： 全国的に熱海の土砂災害をきっかけに注目度が高まった残土処理は難しい問題です。谷に埋めるような形で行うとしていますが、かなり長期的に続くことなので、初めの段階でしっかりと対策すること、その後のモニタリングも必要があると思います。事業者の回答にもありましたが、事業者だけでなく県とも連携して、しっかりと管理していただきたい。そして、鶴岡市ですと西目地区で発生した土砂災害と今年の7月の豪雨災害といった大雨に対する県民の不安や、土砂災害に対する警戒感が非常に高い状況にあると思います。さらに、今後想定される大雨にどの程度対応して安全性を確保するかも関係してくるので、可能な限り安全側で対応してもらいたい。

横山会長： その辺りをコメントしていただき、次の東委員の【事前質問 23】とも関わってきますので、事業者に質問してください。

本山委員： 了解しました。

横山会長： 池田委員の自然災害リスク【事前質問 24】について、いかがですか。

池田委員： 事業者回答のとおり各種ハザードマップ策定については、了解しています。ただ、住民に必要な情報が伝わっているのかお聞きします。

横山会長： 工事車両の走行ルート【事前質問 25】については、いかがですか。

池田委員： 事業者の事前回答で了解しました。

横山会長： 以上で事前質問については一通り確認しましたが、その他追加で意見等は

ありますか。

江成委員： クマタカ【事前質問 14】に関して、MaxEnt の結果が示されていないという状況で、好適採食地指数ごとに改変率を予測評価したと言われても、どの程度改変されるかもわからないので、そう評価するのであれば、MaxEnt の結果を示すよう意見します。

横山会長： その他、追加がなければ、事前打ち合わせを終了して、事業者への質問に移ります。事務局は事業者を入室させてください。

(事業者入室)

横山会長： 本日は、出席いただきましてありがとうございます。山形県環境影響評価審査会会長の横山です。まず、事業者の皆様のご紹介をお願いします。

事業者： (自己紹介)

横山会長： 早速ですが事前質問に回答いただいている分も含めて、委員から質問をしますので、事業者は回答してください。

全体的事項の沈砂池【事前質問 1】について、江成委員お願いします。

江成委員： 沈砂池の排水【事前質問 1】について、事前回答の沈砂池番号 11 から道路側溝に到達するまでは素掘り又はコンクリート側溝ですか。排水の流下に耐えうるものなのか教えてください。

事業者： 排水溝が排水量に耐えられるのかに関しては、今後、詳細設計で、排水量を計算し、それに耐えうる形で沈砂池の設計等を行っていく予定です。

江成委員： この側溝とは、既設の側溝ですか。

事業者： そのとおりです。

江成委員： 排水が到達するまでに洗堀などが発生することはないという理解でよろしいですか。

事業者： それに関しては、今後、詳細設計を行い、当然洗堀などが起こらないようにしていく予定です。ただ、既設の側溝については、U字溝になっています。

江成委員： わかりましたが、既設のU字溝も耐えられなくて、周りが洗堀されている状況を良く目にするので、そのようなことがないようにしていただきたい。

事業者： 本事業は、林地開発許可について、来年の審議会に向けて詳細設計を詰めています。いただいた意見についても、県の手引きを参考にしながら設計してまいります。

横山会長： 江成委員の、騒音および超低周波、振動【事前質問 4】に関して、お願いします。

江成委員： 騒音と低周波、超低周波、振動とこの後の風車の影【事前質問 10】について、これに該当する地域住民に関しては、事前に地区説明会を自主的に開催すると回答していますが、この「該当する」というところで、実際住民が案内に気付いていない場合もあるので、きちんと個別に住民に届くよう案内していますか。

事業者： 説明会について、特に特措法の説明会においては対象となる地区向けに全戸配布でタウンメールを送付しておりますので、説明会の案内については、十分に対応しております。

江成委員： 説明会の案内よりも、その家に影ができる可能性があることや騒音等が発生する可能性があるということも含めて、事前に全戸配布してきちんと届いているという理解でよろしいか。

事業者： 全戸配布は、説明会の案内に対してです。

一方で、風車の影については、対象となる方と直接面談して、影響と準備書の結果については、説明しております。

江成委員： 風車の影だけではなく、騒音、低周波、超低周波、振動の全ての項目について、個別に影響を受ける可能性があるということを伝えていただきたい。

事業者： 工事を行う前にも説明会を予定しており、実際にいつ頃に工事を行うといった案内も、今後配布する機会を考えております。その中で、委員がおっしゃるような影響を受ける可能性があること、事業者の連絡先などを資料に記載するなどして、お気づきの点があれば連絡を取っていただくような体制整備を今後考えていきます。

江成委員： わかりました。事前に住民に情報が伝わるよう周知を徹底してください。

横山会長： 今の話しを整理すると、説明会の案内は対象となる地域全てで、騒音、振動、影などは影響がある方に伝えるということですか。

事業者： 風車の影については、指針値を超える13戸の方々に対しては個別に面談して、準備書の結果を説明しています。

横山会長： 騒音等については、まだ対応されていないということですか。説明会では何かしらの情報を提供するのでしょうか、説明会に参加されない方には伝わらないということですか。

事業者： 我々としては説明会の場で、皆さんに周知をしておりますので、来られない方につきましては、個別に対応ということが今後発生するかと思います。

横山会長： 是非広く周知していただきたいということと、影響があるのだということはお話しいただきたい。

池田委員から騒音【事前質問5】に関して、お願いします。

池田委員： 超低周波音の累積的影響に関する質問に、回答では風車の機種が異なり、諸元も違うことから、75dBは超えないということですが、冬季の強い風の吹く時期や気象条件が変化しても、これは変わらないということですか。

事業者： 低周波音及び騒音については、気象条件を加味しているものではありません。ただ、気温と湿度は空気吸収が変わるため、そこだけは考慮しています。風向き等は考慮していません。

今お話しにあったことを考えますと風の強い日は、周辺の音もかなり拾うため、75dBを超える場合も考えられると思います。

池田委員： 冬季は様々な音を拾ってしまうため、特に大きくなる可能性があるということですね。

事業者： その通りです。

池田委員： そのようなことは、住民に説明しているのですか。

事業者： 準備書の中で、各季節の現地測定結果を示しております。それを見ると、冬季の騒音が高い数値を示しており、この内容も住民説明会で説明しております。

池田委員： 今後の説明会でも、この季節毎に変動があることを住民の方へ説明していただきたい。

事業者： 承知しました。

横山会長： 内田委員の沈砂池、豪雨の関係【事前質問6】について、お願いします。

内田委員： 沈砂池出口の排水量の予測について、2014年～2023年までの最大降水量を用いて予測していますが、今年度2024年に当該立地予定地域において豪雨が複数回発生しています。その際の降雨データを考慮すると、非常に短時間での豪雨、そしてその降雨量が継続する事例が、2024年に発生していることから、今回の予測について最大降雨が継続した場合に流出する排水量で予測したということだが、継続するというのは、どの程度の時間継続したとして予測しているのか教えてほしい。

また、この2024年の豪雨の実態を踏まえ、排水量に関しては再評価を行った方がよいという意見です。

事業者： 豪雨の継続時間については、基本的に1時間の最大値を用いています。

今年発生した豪雨についてですが、今後、設計する段階で林地開発等の許可申請の中で、このような最大降水量を用います。その際は、安全側を見込んで設定することになりますので、今年の豪雨についても検討したうえで、評価書に記載することを考えております。

内田委員： はい、わかりました。と言いたいところですが、私が聞きたいのは、最大降水量というのは1時間当たりの降水量であって、2024年7月に発生した線状降水帯の停滞による狭い範囲に数時間に渡って降る大雨に対して、排水を処理できるのか、どの程度の継続時間を見込んで検討しているのかを質問させていただいた。これに関しては、詳細な設計段階で、十分に検討していただきたい。

事業者： 造成の計画は、山形県では来年の4月に盛土規制法が施行されます。まだ施行内容が具体的になっていないため現時点では言及できませんが、先程申し上げた林地開発許可と盛土規制法の許可申請の中で、想定する降水量について山形県と協議したうえで、ご意見を踏まえて設計に反映していきます。

横山会長： 最近はかなり大きな豪雨災害が県内でも多発していますので、安全側にたって対応してください。

江成委員の渡り鳥のルート【事前質問13】に関して、お願いします。

江成委員： コハクチョウについて、事後調査で著しい影響が明らかになった場合に追加的保全措置を検討するとしているが、ある程度事前調査により衝突数が大きいと予測しているのであれば、風力発電機の稼働制限をしてもらいたいのですが、回答に記載の稼働制限というのは、どのようなことを想定しているのか教えてください。

- 事業者： 渡り鳥の稼働制限についての事例はまだ無く、これから検討を進めていきます。渡り鳥が多く飛翔する時期、時間帯で、どのくらい稼働制限ができるのかを含めて、専門家の意見を伺いながら進めていきます。
- 江成委員： 回答では事後調査と書いていますが、是非、事前調査の段階で制限を決めて、稼働制限がどういうものか次の評価書に記載いただきたい。
- 事業者： 専門家の助言を受けながら、稼働制限を必要に応じて検討してまいります。
- 江成委員： 季節か時間での制限なのか、あるいは稼働しないということも含めて検討内容を詳細に記載していただきたいという意見です。
- クマタカ【事前質問 14】について、好適採餌環境の改変面積が少ないからと回答されていますが、そもそも MaxEnt の結果が示されていない状況で、このように回答されても、こちらとしては判断できないという意見です。
- また、MaxEnt の結果で改変面積が少ないからといって、それは影響が少ないということと同義ではないというのが私の意見です。理由として、好適な環境が少しでも減ってしまうことは、クマタカに対しては大きな影響があると考えています。好適採食環境分布と回答されていますが、それ以外にも営巣あるいは繁殖といった様々な項目に関して、適地がどのくらい減ってしまうのかを、きちんと図で示していただきたいのが 1 点と、どの程度の面積が改変されてしまうのかを示すのが 2 点、好適な部分が改変されることによって、どのくらいの確率で営巣に影響があるのかを数値的に示していただきたいのが 3 点目の私の意見です。
- 事業者： 改変面積については、MaxEnt を用いた手法ではなく、単純に植生面積で改変率を算出しています。今お話し of MaxEnt を用いた解析は、改変区域の算出ではなく、餌場環境の好適採食地を解析する方法として用いています。只今のご意見を踏まえまして、評価の解析方法を含めて専門家のご意見を伺いながら、評価書で検討を進めてまいります。
- 江成委員： 事前回答いただいた MaxEnt を用いた解析から推定された好適採食地指数ごとの改変率をもとに予測評価を行っているというのは、その指数毎に改変する面積をもとに予測した結果、影響が少ないという理解で合っていますか。
- 事業者： ご指摘のとおりです。
- 江成委員： その影響が小さいという部分を数値で表していただきたいというのが私の意見ですので、評価書ではお示しいただきたい。
- 事業者： 承知しました。好適採食地のどの数値まで影響があるのかという点については、判断基準が明確になっていない部分もありますので、専門家に伺いながら検討を進めてまいります。
- 江成委員： 採食に着目されていますが、普段の生息状況、繁殖確率に関しても評価していただきたい。
- 事業者： 好適採食地以外の部分についても、明確な判断基準がありませんので、専門家に伺いながら検討を進めてまいります。

横山会長： クマタカ【事前質問 16】について、池田委員からお願いします。

池田委員： 今回の準備書で風車の配置は変更したのですが、残土処分場がβつがいの営巣地の近くに存在し、これが影響すると思い、私は残土処分場も移動したほうがよいという意見です。事前質問の回答には影響を及ぼす可能性があるとして、それに対しては工事のコンディショニングとクマタカのモニタリングを行い、クマタカの異常行動が確認された場合は、工事の一時中断等の配慮を行うとの回答でした。

この中で、βつがいに影響する可能性が既にわかっているのならば、むしろ工事のコンディショニングや工事の一時中断といった配慮ではなく、残土処分場の配置を変更した方がよいという意見です。逆に、この変更ができないのであれば、どのような理由で変更ができないのかお聞きしたい。

事業者： 残土処分場については、地形を見ながら設計していきます。準備書では、最大規模の造成でお示ししております。繰り返しの回答になりますが、残土処分場においても、盛土規制法や林地開発許可等に向け、これから見直しをかけてまいります。実際に盛土規制法でいいますと、土捨て場の高さや量の規制が厳しくなってきますので、それに応じて地形を見ながら場所を選定していきます。

池田委員： 見直しを行う予定であるということはお聞きしましたが、その中で盛土の危険性の観点、災害という観点ももちろん必要ですが、それと同時にクマタカの営巣中心域であるということも見直しの条件として考えていただきたいという意見です。

事業者： 承知しました。

横山会長： 最初の稼働停止の件ですが、例えば赤字でも環境保全を優先して稼働を停止するという考えでよろしいですか。

事業者： 稼働後の状況と結果を見ながら、適宜検討してまいります。

横山会長： 採算性とは関係なしに、もし影響があるなら稼働を停止するというのですか。

事業者： 環境影響評価の手続きの中でも事後調査の結果を有識者の方々に報告させていただきますので、その中の一環で対応させていただきます。

横山会長： 累積的影響の観点からすると、貴社の既に稼働している八森山風力発電所において、クマタカ1羽のバードストライクが起きているので、これ以上また犠牲が出るというのは社会的にも看過されにくいので、前回よりもより厳しい制約があると思います。

こうした中で、クマタカの行動圏にかなり近いところに風車ができるとあって、注目されているので、先ほどの盛土規制法や林地開発許可を得て最終的にどこに建設するか決定すると思いますが、そのうえでクマタカの生息環境への影響についても配慮いただきたいと思います。

バードストライクの事後調査【事前質問 17】についてお願いします。

池田委員： 鳥類の事後調査計画にカメラを導入していただきたいと事前質問したところ、検討いただくとのことで、これは是非とも実施していただきたい。理由

として、月数回の踏査だけでは拾いきれないところがあることと、明け方の調査時間以外でバードストライクが起きて、それをスカベンジャーが持っていってしまうという事例が結構あるので、カメラ調査は是非お願いしたい。また、事後調査の中で、この辺りも雪や風が強いところになりますが、冬季はどのように調査する予定ですか。

事業者： 冬季も通常どおり調査を行います。ただし、積雪の場合は、死骸が雪の中に埋もれてしまう心配があります。もちろん、動物による持ち去りもあるのですが、雪解け時はそういった死骸が現れる時期になりますので、この死骸調査を行う時期、融雪の時期にあわせて調査時期を設定するなど、積雪期に起きた死骸をきちんととらえられるように死骸調査を進めてまいりたいと考えております。

池田委員： 積雪時（冬季）の調査というのは、日本海側では降雪があるため難しいと思っていますので調査時期の選定（融雪時期も含めて）はかなり慎重に検討していただきたい。降雪時の調査の有効性について検証していただき、必要であれば調査日の追加やカメラ調査などで、補っていただきたい。

事業者： 死骸調査については、カメラによる検討も進めてまいりますし、積雪期にも安全に配慮しながら、融雪する時期に調整するなど日程調整も含め検討を進めてまいります。

横山会長： 池田委員の、植物の絶滅危惧種【事前質問 18】について、お願いします。

池田委員： イイヌマムカゴというラン類についてです。この植物は菌類との共生で成立していることが知られています。改変区域に生息地が一部重なっているため保全措置として移植を選んでいますが、ラン科植物は菌類との共生に強く依存して生育しているため、移植は難しく、しかも技術と時間と費用がかかるとしています。私としてはむしろこの生息地には手をつけず残すよう、設計変更していただきたいという意見です。

事業者： イイヌマムカゴの生息地は、改変区域の境界付近に存在しますので、その改変区域を少し変更して回避することを検討します。万が一どうしても改変を避けられない場合は、最終手段として移植を考えざるを得ないのですが、ご指摘のとおり移植が難しい種ですので、専門家の指導のもと、移植方法、移植先などご意見を伺いながら進めてまいります。

池田委員： この種は国のレッドデータの中でも重要種になっている非常に希少なランなので、改変をしないでいただきたい。改変する場合には、専門家の意見を伺うとともに、事前に情報の公開など、住民や県にも知らせていただきたい。

事業者： 今のご意見については、社内で検討させていただくとともに、関係機関とも調整させていただきます。

横山会長： 内田委員の景観、風車の垂直見込み角【事前質問 19】に関して、お願いします。

内田委員： 景観への影響に関して、景観対策ガイドラインによると、垂直見込み角が5～6度で圧迫感を受けない、10度～12度では圧迫感を受けると、基準に

幅があり、今回の事業はその間（6度以上～10度未満）の垂直見込み角が予測されています。その上で影響が無いという評価結果になっているのですが、もちろん垂直見込み角だけで見え方が決まるものではなく、背景によって、スカイラインを横切るかなども影響して、このような幅のあるガイドラインになっているものと思います。一方で、このガイドラインは鉄塔の見え方による基準を示しており、風車はブレードが回転することから、視認性、見え方が、同じ高さの鉄塔よりも圧迫感を感じるのではと想像しています。

その上で、今回事前質問に取り上げた理由は、地元自治体である鶴岡市から、景観の影響に関してなぜこのような予測をしたのか理由を求める意見があり、地元を良く知る自治体からこのような意見が出されたことは、非常に重要なことだと思ったからです。単純に圧迫感を受ける基準の10度未満だから影響がないという評価ではなく、風車はブレードが回りより視認性が高くなることを考慮したうえで、今後、事前回答にもあるとおり、経済産業省の風力部会の審査などの意見を踏まえ、より安全側に立った形で評価書に記載してください。

事業者： 風力部会等の審査を受けたうえで、保全措置についても、グレーをベースとした景観に馴染むような配色を検討してまいります。

横山会長： 今の風車の塗装に関連して【事前質問20】、江成委員お願いします。

江成委員： 配色についてお話しいただきましたが、ブレードの塗装は何色にするのですか。

事業者： 赤色になります。

江成委員： コントラスト比が高い赤とグレーにするということですが、その赤色の面積はブレード1枚を全面赤にするのでしょうか。

事業者： 今の計画では、6m程度の間隔でブレード先端から2ヵ所、着色します。

江成委員： ブレード1枚に6m幅ではなく、赤色の部分が6m次にグレーを6m挟んで、赤色が6mという縞模様になるという理解でよろしいですか。

事業者： 今の計画では、1枚1枚のブレードに、先端と少し中ほどの2ヵ所に赤色の配色をする計画です。

江成委員： わかりました。このような質問をした理由は、八森山でクマタカのバードストライクがあった際に、その後、視認性を高める模様を付けたのですが、タワーの目玉模様がとても小さくて、はっきり言ってこれで視認性が高まったのだろうかと思うようなレベルの対策で疑問を感じていました。それを踏まえて、今回のブレードの塗装により本当に視認性が高まっているのか、もう少し検討していただきたいという意見です。

事業者： 承知しました。

江成委員： 住民側から、その赤の塗装が環境融和色ではないと意見が出された場合でも、視認性を優先した塗装をするという理解でよろしいですか。

事業者： クマタカのバードストライク対策としてブレード塗装を行う方針です。景観については、住民側の主観によるものが大きいと考えておりますので、説明会においてフォトモンタージュを提示するなど、風車設置前と設置後の違

いを認識してもらうために、説明会を通じて住民の皆様にも風車の塗装についてご理解いただくよう今後も務めてまいります。

横山会長： 先ほどの内田委員の意見のとおり、風車が動いているとより視認性が高くなると思いますので、可能であれば、回っている様子がわかるようにアニメーションで示すなど、住民の方にはいろいろな手段でお伝えしてください。

事業者： 実際八森山の1号機はブレードに塗装しており、メーカーが違うため全く一緒にはなりません。地元の方々は、塗装のイメージについてわかっていると思いますので、その点も踏まえて検討していきたいと思っています。

横山会長： 残土処理【事前質問22】について、本山委員お願いします。

本山委員： 【事前質問6】や【事前質問23】と関連して、繰り返しになりますが確認します。近年、大雨災害や鶴岡市西目地区で発生した土砂災害があり、県民は自然災害に対する危機感や不安が高まっています。そのような中、残土処理やそれに伴う二次災害の発生を防ぐことと、完成後も長く残土の影響が残ることが不安要素ですので、安全性を確保することを考えて設計していただきたい。責任の所在については盛土規制法などの改訂もあって、今後、県も考えていくことになるかと思いますが、大きな問題に発展しないようにしていただきたい。

もう一度、内田委員と同じ質問ですが、最大の雨というのをどういう基準を持って設定したか、きちんと答えられるようにしていただきたい。今のところ1時間あたりというような基準しかありませんが、例えば24時間総雨量という点についても検討したうえで、対策を立てていただきたい。

事業者： 降雨量については、県の林地開発の場合、10年確率など様々あり、これから本協議が始まりますので、その中で降雨量について県と協議のうえで決定してまいります。

鶴岡市西目の土砂災害に関しては、今回、風車位置を含めて主要な箇所のボーリング調査を実施しております。今後その造成に関しては、繰り返しになりますが、林地開発許可や盛土規制法と風車設置に関しても電気事業法に沿って、しっかり第三者による審査と国による審査を踏まえ、安全側の設計を考えております。

本山委員： 東委員からの指摘【事前質問23】で、残土処分場の立体的な構造がわかるように図面などで何か示していただきたい。

事業者： 具体的にはどのように。

本山委員： 谷の断面で見た時に、どのくらい盛土するのかということ。平面図でしか示されていないので、谷を全て三角に埋めてしまうのか、それとも斜面に貼り付けて固定するのかわからない。

事業者： 評価書でどのような形で示すかは少し検討させていただきますが、基本的に盛土についても、林地開発許可の中で三次元の審査を行いますので、その中で示されます。

横山会長： 池田委員から自然災害全般【事前質問24】について、お願いします。

池田委員： 自然災害の風車への影響について、質問させていただき、各種ハザードマ

マップ作成、林地開発や盛土規制などの関係法令に基づく手続きを行うことで、災害を未然に防ぐ設計にするという回答をいただいています。

このことは、地元自治会や住民に対して自然災害が発生した場合、特に風車の火災が起きた場合にこのようなハザードマップがあると説明しているのですか。

事業者： 回答に記載のハザードマップというのは、鶴岡市が策定しているハザードマップを確認したうえで、事業計画を策定しています。我々から鶴岡市のハザードマップを市民に提示することはしておりません。

池田委員： 万が一、例えば回答にあるように、落雷で火災が起きた場合は早急に消火活動を行うといった説明はしているのですか。

事業者： 特措法の説明会の中でも、安全面の配慮や、工事側の配慮など、項目によって具体的に説明しています。

火災に関しては、説明会の質疑でお答えするなど周知しています。

池田委員： 周知しているということですね。

事業者： そうです。

池田委員： 最近は自然災害が多いので、注目されることなので、周知を徹底していただきたい。

事業者： 承知しました。

横山会長： それでは質問は以上になります。事業者の皆様は退出してください。本日は誠にありがとうございました。

(事業者退室)

横山会長： 委員の皆様から他にご意見はございますか。

伊藤委員： 今回の三瀬地区は陸地のことだけ検討していましたが、この辺はそこで見られないヤコウチュウが有名で、もし事業実施の結果、それが見られなくなったら残念に思います。

横山会長： 現状、陸上の開発で開発範囲が明確に海の方に寄っていない限り、海の調査項目は選定されないと思います。【事前質問 21】の東委員の質問で海水浴場に濁水が流れ込まないのかという質問に対し、対応しますとの回答でしたが、もちろん全然影響がないかと言われたら、海にとっても近いところでは影響があるかもしれませんので、海に近い場合は、海への影響も調査してもらうなど、今後の課題だと思います。

伊藤委員： 海への影響にも配慮していただきたい。

横山会長： 大量の濁水が発生しないようにすることと十分な性能を有した沈砂池を設置して、濁りがでないようにすることが重要です。

江成委員： 池田委員の【事前質問 17】冬季の死骸調査について、冬季に死骸を雪に埋めて実験を行ったのですが、結局雪に埋まった死体は凍らず、常ににおいを発するので、テンなどのスカベンジャーが掘り返すという実験結果があって、既に論文化されオープンアクセスできるのですが、死体持ち去りまでに

3日、どんなに雪が深い白神山地で実験してもそれぐらいなので、死体の調査をするときは、冬季であってももしっかり行ってほしいという意見をしたかったです。

横山会長： 3日となると、埋もれた死骸の調査はカメラで24時間監視以外、正確に拾うのは難しいですね。タイムラプスでできればいいですが、やはり常時監視ということが必要になってくると思います。

江成委員： ただ、カメラですと、冬は毎日カメラのレンズの雪かきに行かなければならないことを加味すると難しいと思います。カメラを見に行くついでに、死骸痕跡も見てくることは可能だと思います。

池田委員： 江成委員に質問です。冬季の事後調査方法で、カメラの雪対策として、何かよい方法はあるのでしょうか。

江成委員： 今回の事業箇所では、北西の季節風が吹くので、そちらにカメラを向けてしまうと雪が付くし、地面に近い箇所に設置すると積雪で徐々にカメラが埋まるので、高いところから下に向けるしかないと思いますが、やはり毎日見に行くしかありません。

池田委員： 雪除けの設置はどうなのですか。

江成委員： 雪除けをしても、結局は雪が積もり徐々に迫り出してくるので、あまり良い方法は見つかっていなくて、自分たちはいつも力勝負で、どちらかというところカメラよりも足で見に行った方が早いです。雪だと足跡が残りますし、バードストライクだと羽根も残りますので、そういう痕跡を見た方が早いと思っています。

池田委員： 結果として、冬季もできる限り現地に赴いて調査を行った方がいいということですね。

江成委員： そうですね、可能な限り。もう1つ可能な方法として、思いつきですが、動物は鳥の羽根は食べ残しますので、そういった羽根の調査を行うのはどうかと、死骸が見つからなくても冬期間に羽根が落ちていたら、死骸があった可能性があるのでは、そのような調査を取り入れることも有りかと思っています。

池田委員： ありがとうございます。

横山会長： 全般的なことですが、今回この準備書の審査が県で行う環境影響評価の最後の審査になります。この段階で、森林法の林地開発や盛土規制法の許可の関係で、今後施設の配置が変更になる可能性があると言われると、準備書の審査とは何なのかという問題を常に考えています。我々はある程度施設の配置が固まった状況で、ここに施設があるから何かしらの環境影響が起こりうるかもしれないと考えるわけですが、例えばこの後の評価書で、この部分は結果的に許認可の都合で移動しましたとなった場合に、我々は準備書以降の変更に関して何も責任がとれなくなります。環境影響評価のどのタイミングで許可申請するのかなど、準備書の審査が実質的な審査となるように、関係機関全体で考えていただきたいのですが、その辺りはどうですか。

例えば、この計画で許可されるのはある程度決まっているので、大幅に変更になることはないとか、今事業者が言ったように、施設の最終配置はまだ

わからないというのは、どれくらい未確定なレベルなのか我々には、判断が難しい。

すぐお答えできなくてもいいのですが、今回審査をしていて、これは大変大きな問題だと思いました。

事務局： 環境アセスメントの側面（視点）から話しますと、今回の案件は、事業者として最終的に経済産業省の認可を受ける必要があります。その前段でウィンドファーム認証という厳しい審査があります。事業者は現地で風況調査も実施済みですので、ウィンドファーム認証のための詳細設計を進めており確定したものではないと発言をしているだけで、準備書の配置計画は概ねウィンドファーム認証の設計を見込んだものになっていると思います。

横山会長： そうであるならば、先ほどの事業者側の回答はあまり良くないですね。最終的に決定していないから、何がどうなるかわからないという回答は、少し言い逃れのようで、その辺りは言葉通りかと思いますが、全く決まっていないのか、それともある程度固まっているのかで大分話が違います。その辺は事業者に責任を持ってもらいたいですし、我々もその辺りを把握したうえで計画をしっかりと聞いておかないと、審査の実効性の担保できないと思います。これはこれまでもずっと問題視してはいますが、基本的にこの準備書の審査が一番大事な審査で、データ等もそろっている状況で、実質的な審査にならないと、環境影響評価自体が形骸化する恐れがあるので、それぞれの段階できちんとデータを出していただく必要があることと、より実質的な環境影響評価となるよう考慮いただきたいと思います。

横山会長： その他意見がなければ、審査会の意見を取りまとめたいと思います。今回については、自然災害に対する不安が県内で高まっていることとそれに関連する質問が多数ありました。また、地元への理解促進と生物への影響、特にクマタカの生息環境や、ユビナガコウモリ群生地への影響についても非常に懸念されるところです。これらを踏まえて、審査会の意見としてまとめさせていただきます。

なお、取りまとめについては、会長に一任させていただいてよろしいでしょうか。

各委員：（了承）

横山会長： ありがとうございます。それでは、ここで休憩に入ります。

（終了：午前 11 時 25 分）

（休憩）

(再開：午前 11 時 30 分)

**(2) (仮称) 松山処分場第三期整備事業 (管理型最終処分場の増設)
計画段階環境配慮書**

横山会長： それでは、「(仮称) 松山処分場第三期整備事業 (管理型最終処分場の増設) 計画段階環境配慮書」について、審議を進めます。

これから事業者の入室までに、本案件に対する意見や事前質問を含め、意見交換を行い、事業者に直接、回答を求める内容について整理します。

審議については、事業者が選定した評価項目について、調査、予測及び評価を中心に環境保全の見地からの審議をお願いします。

事前打ち合わせの時間は、最大で 20 分程度を目安とします。

横山会長： まず、全体的事項の埋立工法【事前質問 1】について、これは事業者の回答でよろしいですか。

江成委員： それで結構です。

横山会長： 次に、遮水工、埋設管、遮水シート【事前質問 2】について、いかがですか。

是則委員： 事業者の回答で結構です。

横山会長： 続いて、遮水工、有孔管【事前質問 3】について、いかがですか。

江成委員： 事業者の回答で結構です。

横山会長： 続いて、浸出水処理施設【事前質問 4】について、いかがですか。

是則委員： これに関しては、県の担当部署で確認しているのであれば、問題ありません。

横山会長： 県で、こちらは確認しているのですか。

事務局： こちらは、県の許認可担当課で審査しています。

横山会長： 了解しました。同じく浸出水処理施設【事前質問 5】の消毒方法について、いかがですか。

江成委員： こちらは、事業者の回答が良く理解できないので、追加で質問します。

横山会長： 続いて、東委員からの質問、浸出水処理施設【事前質問 6】について、事業者の回答で問題ないと思いますが、いかがですか。特に、なければ事業者回答で了解とします。

続いて、池田委員から 2 件、浸出水処理施設【事前質問 7】と排水経路【事前質問 8】について、いかがですか。

池田委員： 【事前質問 7】については、了解しました。【事前質問 8】については、回答の内容を図書に記載すべきと思いました。

横山会長： 今回は配慮書なので、次の方法書に記載していただくことになります。

池田委員： 了解しました。

横山会長： 続いて、伊藤委員から豪雨【事前質問 9】について、いかがですか。

伊藤委員： それで結構です。

横山会長： 続いて、江成委員の豪雨に対する排水処理【事前質問 10】について、いかがですか。

江成委員： 最大降雨量とその継続時間をどの程度考慮しているのか、具体的な数値を追加で聞きます。

横山会長： 最大降水量だけを考慮するというのは、様子がよくわからなくて、1時間降水量だけを考慮して施設が耐えられるとはどういうことなのか、私も全く理解できないので、聞いてください。

続いて、地下水【事前質問 11】について、伊藤委員いかがですか。

伊藤委員： 事前質問に対する事業者の回答はこれで良いのですが、この簡易水道を測定していないというのは、これは例えば消雪用流水なののでしょうか。融雪にしか使っていないのであれば問題ないのですが、料理などに使用しているのであれば、測定していないのは問題です。

横山会長： この簡易水道に関しては、県で何か情報を持っていますか。

事務局： 担当部署が異なるため、今この場でお答えはできませんが、状況は確認して報告します。

横山会長： それでは、こちらは県に確認いただき、飲み水として利用しているのであれば、配慮していただくことになります。

水質に関して、【事前質問 13】～【事前質問 19】まで是則委員、まとめてお願いします。

是則委員： 懸念があるのは、【事前質問 17】についてです。最終的に、すべて「重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能である」ということで良しとしているのが、具体性に欠けて、少し納得できない。「水の量が多くなるとか、切土であるから沈下しない、たわみがないと考えます」とあるが、数値的なものが全く示されていないと判断できないので、その辺りを確認します。

横山会長： 水質検査の頻度等【事前質問 20】について、いかがですか。

伊藤委員： 補足資料 3 の内容で了解しました。

横山会長： 内田委員から水質の予測【事前質問 21】について、いかがですか。

内田委員： 事業者の回答が、【事前質問 4】の回答と矛盾しているので、私の質問の内容を誤解している可能性があるので、再度確認します。

横山会長： 続いて、根本委員の雪崩【事前質問 22】について、いかがですか。

根本委員： 事業者の回答で了解しました。

横山会長： 最後、イノシシ【事前質問 23】について、いかがですか。

江成委員： 事業者の回答で了解しました。

横山会長： 以上で事前質問については一通り確認しましたが、その他追加で意見等がありますか。追加がなければ、このあたりで事前打ち合わせを終了して、事業者への質問に移ります。事務局は事業者を入室させてください。

(事業者入室)

横山会長： 本日は、出席いただきましてありがとうございます。山形県環境影響評価

審査会会長の横山です。まずは、事業者の皆様のご紹介をお願いします。

事業者：（自己紹介）

横山会長： 事前質問の分も含めて、この場で委員から質問しますので、事業者は回答してください。

是則委員： 【事前質問2】嵩上げしていきませんが、沈下はしません、浸出水集排水のたわみもありませんとされていますが、その辺の解析や数値で示されているものがないのですが、設計計算等はしていますか。

事業者： 今回は3期工事ですが、2期工事の際に将来嵩上げするというので、環境課と協議をしており、耐える強度での計算を行っています。また、設計担当のほうで詳細の数値も提示できます。

是則委員： 実施されているのであれば、数値を提示していただきたい。

それから、気になっているのが、結局、重大な環境の影響を回避または低減が将来的に可能であるということで良しとする評価になっていますが、これが非常に漠然としていて、結局、「基準を満足していれば大丈夫です」という回答ですが、環境基準を満足するとか、水質については基準がありますので、放流先のすぐ下の沢ではなく、流れていく先の類型のある地点での基準を満足するというような評価を記載していただきたい。

事業者： 今の質問は、主に放流水についてですか。

是則委員： 主に放流水、水環境についてです。

事業者： 直下の軽井沢については、類型指定されていませんが、それで持って類型指定がないという評価ではなく、同様に類型指定されている箇所の数値を使用し、参考値として類型指定を用いて評価します。

是則委員： 軽井沢には類型指定がないことはわかりましたが、そこから先に行けば、A型や類型指定されている箇所がありますので、測定して評価はできないのですか。

事業者： その類型の数値を用いて評価しようと考えています。

是則委員： 小さな河川の類型がないところではなく、その河川が流下してある程度大きな河川があって類型指定がされている箇所で、基準を満足していますという評価にはならないのですか。

事業者： そのような評価をすると、今回の箇所は、近隣に他の事業者もおおり、それらも踏まえた累積的な評価になってしまうため、まずは、本事業の評価を行うために、直近の軽井沢で評価をしようと考えておりました。

是則委員： わかりました。そういう考え方で評価したときに、重大な環境影響の回避というのは具体的にどういうことなのか、また、将来的にその軽減が可能であるというのは具体的にどういうことなのかははっきりとわかりません。もう少しこの辺りを補足的に表現されていると良いと思うのですが。

事業者： 類型指定されているものとして、軽井沢に類型指定を当てはめる形で評価することを今後の方法書以降に段階的に検討してまいります。

是則委員： 了解しました。

横山会長： 江成委員から浸出水処理施設の消毒方法【事前質問5】について、お願い

します。

江成委員： 回答いただいた部分に関して質問ですが、「1号埋立地から次亜塩素酸により消毒された排水が排出されているため、魚類や底生動物の生息が確認されれば、現時点で大きな影響はない。」と回答されていますが、確認されなかったら既に影響が出ているという理解ですよね。そうなることを避けるための環境影響評価だと思いますので、このような評価の仕方ではなく、実際にどのような動物が生息しているのかをまず調査して、放流する排水がどの程度の濃度になるのかも計算した上で、影響があるかないか評価していただきたいという意見なのですが、認識として合っていますか。

事業者： はい、そのように理解しております。今後、方法書以降で現地調査を実施し、現地の動物などの影響を評価してまいります。

江成委員： 了解しました。よろしく申し上げます。

横山会長： この次亜塩素酸が出ている排水というのは、特に問題はないのですか。

事業者： 法令上、認められた方法で実施しております。

なお、自社の既処分場の放流が合流するところの下流400mに最上川第1漁業協同組合の漁業権が設定されており、年1回、同協同組合がカジカやヤマメなどの調査を行っています。

また、夏頃、山辺町、朝日町の担当者が河川を下流から我々の既処分場の処理水放流地点まで、年1回調査しています。

横山会長： 続いて、江成委員から排水に与える極端な気象現象の影響【事前質問10】について、お願いします。

江成委員： 最大降雨量とは具体的にどの程度の降雨量を想定しているのか。また、その降雨の継続時間はどのくらいを想定しているのか。あるいは、72時間などの数日間か、具体的な数値を図書に記載していただきたい。

事業者： 今回は、過去20年間の最大降雨量を考慮した計算になっています。

江成委員： 現在の極端な降雨量は、過去の想定を上回る量となっていますので、是非今後考えられる最大降水量で想定していただくとともに、具体的な数値とその降雨時間を記載いただきたい。

事業者： 承知しました。

横山会長： この件は、方法書で対応いただきたい。

続いて、内田委員から水質の予測【事前質問21】についてお願いします。

内田委員： 事前質問の回答から、質問内容を誤解していると思い、確認します。

今回の増設は、既設に嵩上げするという事で、一般的に廃棄物処理場はすり鉢型になります。仮に切り立った垂直型であれば、最表面の面積は変化しないけれども、すり鉢型で作れば、最表面の面積は増加するはずですが。配慮書では、表面積が一番上面で現在の約2倍になるというデータになっています。このため、当然浸出水が増えるので、その不足分に対して調整槽や処理槽を増設します。と回答されています。

しかしながら、私が質問した同様の内容に対しては、浸出水は増えない、負荷は増えないとしていますが、これは矛盾するので、おそらく質問内容を

誤解していると思います。

そこで、改めて確認します。今回、埋立面積が増え、埋立容量も3倍に増えるという計画で、そこからの浸出水、溶け出している成分量も増えると考えられます。このため、浸出処理施設の増設が必要になるかと思いたすので、どう対応されるのかお伺いします。

横山会長： 内田委員からの事前質問の回答は、誤解、間違いがあったということでしょうか。

事業者： はい。

横山会長： それでは、そのように修正してください。方法書においては、修正等適切に対応してください。

横山会長： 質問は以上になります。事業者の皆様は退出してください。本日は誠にありがとうございました。

(事業者退室)

横山会長： 委員の皆様から他にご意見はありますか。

是則委員： 県から許可を受けて事業を実施するにあたって、実施設計などはどの時点ではっきりしてくるのでしょうか。今は概略の案のような状態です。

横山会長： 施設的には、方法書の段階である程度固まり、準備書の段階ではしっかりしたものができていないと少し問題があると思います。

是則委員： そういうことであれば、ある程度具体的な数字を提示してください。と言えば、出せるのですね。

横山会長： 配慮書ですので、ある程度概略はこの程度の規模の施設ができます、このぐらいの環境影響がありそうですということは示さないといけないので、その程度のレベルかとは思っています。

是則委員： 具体的な数値がないと判断できない。結論だけが述べられて、沈下しませんとかたわみませんと言っていますが、大小の変化はあるはずで、特にセメント改良しますと言っていますが、切土だから沈下しないとしても、盛土との境目は存在するわけで不同沈下が起きるわけです。施設の構造に関しても何も影響しないではなく、この施設自体の安全性、環境だけではない部分で、本当に大丈夫なのかなという気がします。なので、環境影響評価というよりは、前提の施設の安全性や、安定計算結果等が見えない中で大丈夫なのかと思います。

横山会長： 事故が起きれば、当然環境への影響が出るので、そこは考えないといけないと思いますが、施設の安全性の話になると、どこまで我々（環境影響評価）が踏み込んでよいのか疑問はあります。

他の委員からも出ている極端な気象に関しては、最近はかなり問題になっているので、一般的な設計よりはもう少し大きな被害が出ないように設計してもらいたいというところは、我々から言える部分ですが、一般的な安全設計に関してどこまで踏み込んで議論すべきなのは、環境影響評価では難し

い部分もあります。

しかも、配慮書の段階では、まだ詳しい設計が決まっていないこともあるし、概略としてこのぐらいの範囲を開発します、代替え案としてはこういったことがあります、ということはある程度反映してもらいたい。

是則委員： 結局、この辺に配慮して設置をしてくださいという段階という事ですね。

横山会長： 配慮書ですので、この程度の施設を作るのでそれに関してこういう点に配慮して開発を進めますという事が書かれており、具体的な事は方法書で検討いただく事になります。あまりに雑然としていると配慮書の審査をする意味があるのかという事になるので、この位のデータがあるとわかりやすくてよいなど、事業者にお伝えしながら配慮書の内容を充実させていきたいのですが、法令上はそこまで詳しく書かなくてもよいとなっていますので、その辺りのせめぎあいがあります。

是則委員： 回答は漠然として、踏み込んだ内容ではなかったもので、納得できるものではありませんでした。これから内容が見えてきたら、また質問します。

横山会長： 方法書の段階では、しっかりとした数値が出てくると思いますので、その時は細かく指摘していただきたい。

是則委員： わかりました。

横山会長： その他、ありませんか。

伊藤委員： 2回目の増設ということで、どこかに無理が生じるのではないかと不安を感じていて、何回までなら増設は許可するなどあるのですか。

横山会長： 県で、その辺りは何か指針、方針はあるのですか。

事務局： この件に関しては、今後、廃棄物処理場の審査案件が増えてきますので、その背景や県の方針などを廃棄物担当課のほうから審査員の皆様にご説明する機会を今後設けようと考えております。

横山会長： 人口が減っていくのに伴い廃棄物は減ると思うのですが、一定量の廃棄物が出続ける状況は変わらないと思いますので、増設だけで対応できるのか、きちんとシミュレーションしないと難しいと思います。他の取組みと併せてゴミを減らすことは、とても大切ですが、現状を考えるとそう簡単にゴミは減らないことが想像できます。県はどのぐらいのキャパシティが必要なのか、増設で対応できるのか、増設で対応するのが無理であれば、どのように対応するのかを考えなければならないと思います。新設となれば、大規模な開発になりますので、環境影響評価もかなり厳しい状況になると思いますが、増設といえども当然影響はありますので、この案件も含めて今後は、県の方針をはっきりしていただいた上で対応していきたいと思います。

横山会長： その他、委員から意見はありますか。今回は特に浸出水の処理や水質をどのように管理していくのかということを中心に審査会の意見としてまとめさせていただきます。

なお、取りまとめについては、会長に一任させていただいてよろしいですか。

各委員： (了承)

横山会長：それでは、本日の審議に基づいて答申の案を取りまとめ、皆様から確認して
いただいたうえで、県に提出したいと思います。